

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度 第1回 新座市立学校通学区域審議会
開 催 日 時	令和4年6月21日(火) 午前・午後10時00分から 午前・午後11時00分まで
開 催 場 所	新座市役所 本庁舎 5階 第1委員会室
出 席 委 員	新座市PTA・保護者会連合会代表 飛田 佳子 新座市PTA・保護者会連合会代表 森家 明味 新座市立小学校長会会長 金澤 勇一 新座市立小学校会代表 坂口 智 新座市立小学校会代表 影山 葉子 新座市立中学校長会代表 伊藤 進 新座市町内会連合会会長副会長 本間 健悦 新座市町内会連合理事 佐原 範久 新座市町内会連合理事 久米 裕子 ふれあい地域連絡協議会代表 山崎 正明 ふれあい地域連絡協議会代表 関根 由美子 ふれあい地域連絡協議会代表 加藤 文保 学校教育部長 小関 直
事 務 局 職 員	学務課長 河村 雅博 学務課副課長 石川 周 同課副課長兼人事・学事係長 新井 崇子 同課主査 永井 美由紀 同課主事 鈴木 健太
会 議 内 容	1 開会 2 部長あいさつ 3 委員紹介 4 会長、副会長選任 5 議事 (1) これまでの経過等について (2) 今後の推計及び通学区域の再編成について (3) その他 6 閉会

<p style="text-align: center;">会 議 資 料</p>	<p>次第 令和4年度新座市立学校通学区域審議会委員名簿</p>
	<p>資料1 事業概要 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第3号に該当)、公表しない。</p>
	<p>資料2 これまでの検討・審議経過等について 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第3号に該当)、公表しない。</p>
	<p>資料3 令和4年度在籍児童生徒数(令和4年5月1日現在確定数)</p>
	<p>資料4 令和4年度児童・生徒推計表(令和4年5月1日現在) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第3号に該当)、公表しない。</p>
	<p>資料5 大和田小学校及び第二中学校児童生徒数の将来推計値 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第3号に該当)、公表しない。</p>
	<p>資料6 開発行為等一覧(建築物の用途が住宅に係るもの) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、</p>

検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第3号に該当)、公表しない。

資料7 学区図(現行)

資料8 学区図(通学区域再編成(案))

市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第3号に該当)、公表しない。

資料9 令和3年度児童・生徒推計表(令和3年5月1日現在)

市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第3号に該当)、公表しない。

資料10 通学区域再編成(案)の児童・生徒推計表(令和3年5月1日現在)

市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第3号に該当)、公表しない。

資料11 通学区域再編成(案)の丁目別児童生徒数(令和3年5月1日現在)

市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第3号に該当)、公表しない。

新座市立学校通学区域審議会条例

公開・非公開の別	1 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者 0人)
その他の事項	特になし
審議の内容	
<p>1 開会（事務局）</p> <p>2 あいさつ（学校教育部長）・委嘱状の交付</p> <p>3 委員紹介</p> <p>4 会長、副会長選任 新座市立学校通学区域審議会条例第5条第1項の規定により、委員の互選により会長に小関委員（学校教育部長）、副会長に金澤委員（新座市立小学校長会会長）が選任される。</p> <p>5 議事 事務局より、資料1に基づき、(1)通学区域再編成事業概要の説明を行った。 事務局より、資料2に基づき、(2)これまでの経過等について説明を行った。 事務局より、資料3～11に基づき、(3)今後の推計及び通学区域の再編成について説明を行った。</p> <p>事務局 大和田小学校の状況については、令和5年度の学級数は令和4年度の28学級から変動しない推計である。今後6年間においては、徐々に減少していく見込みであるが、一方で、転出入等の人口の変動や区画整理による開発の動向を注視していく必要がある。次に東野小学校は、令和5年度の学級数は令和4年度の25学級から増加し、26学級となる推計である。今後6年間においては、徐々に増加していく見込みであり、教室の転用等の対策をしていく必要がある。また、新座中学校については、令和7年度以降、クラス数が保有教室数を超える推計が示されている。しかし、中学校については、私立学校への進学や指定校変更の影響が大きい。特に、新座中学校の学区域は、隣接する中学校に入学する生徒が多い。第二中学校の状況について、令和5年度の学級数は令和4年度の29学級から増加し、30学級になる推計である。今後6年間においても、徐々に増加していく見込みである。更に給食室の改修工事も重なるため、収容できる生徒数に影響が出てくる。なお、その他の学校については、概ね現在の保有教室数で対応が可能と考えている。</p> <p>開発の状況については、No.2のとおり、第二中学校の学区域に専用住宅32戸の届け出があった。事業者を確認したところ、建築工事完了は未定とのことであった。また、No.6のとおり、第二中学校の学区域に共同住宅91戸の届け出があった。事業者を確認したところ、令和6年2月末竣工予定、引き渡しは</p>	

令和6年3月下旬予定とのことであった。今後もこのような開発事業の状況については児童生徒数の増加に関わることから、把握していく必要があると考えている。

通学区域の再編成案については、現状の問題として、第二中学校の生徒数がひっ迫しており、現在のままでは学校運営が立ち行かなくなることが挙げられる。学校施設の増設は市の財政状況を鑑みると、現実的ではない。解決方針は、本市北部の各小中学校の学区を再編成し、児童生徒数の均一化を図っていく考えである。

会長 皆様から意見を頂きたい。

委員 資料6について児童生徒数に関わる開発行為がある一方その予測は難しいことは承知している。資料4・9・10・11に示されている推計値について開発行為の見込み数を反映しているか。マンション一棟が建てば今後9年間の児童生徒数に影響がでるものとするが、推計表の精度について確認したい。

事務局 推計表の数値については住民基本台帳を基に現在居住されている方を抽出して作成しており、今後の転出入などの要素は加味していない。開発地域や販売される物件の価格帯によって入居者層が変わるため、推計表への反映は困難である。開発行為の動向については今後も情報の収集に努め、審議会への報告も行っていく。

会長 今後も情報収集に努め、資料作成をしていただきたい。
今回学区の見直しを第二中・第四中学校区を中心に検討しているところであるが、現状について第二中学校長である伊藤委員から御意見があればお伺いしたい。

委員 現在第二中学校では、29学級で学校を運営している。月曜が5時間、火曜日から金曜日が6時間の授業数となっている。体育の授業を例にすると、一週間のうち3時間確保するために3クラスが同じ時間帯で体育の授業を行っている。校庭と体育館に分かれて実施するものの、約120人の生徒が同時に活動するものであり（通常は2クラス程度で行うもの）、通常の学校運営が困難な状況である。部活動（任意加入）についても100人を超えるクラブが3つある状況である。また、修学旅行や林間学校の宿泊先について、一つの宿泊先で選定することが困難であると業者からも報告を受けている。今後は分宿を検討せざるを得ない状況である。バスの乗降ひとつにとっても時間を割かれている。

会長 学校の現状について御報告いただいた。
他に意見があるか。

※ 質疑中の通学区域の再編成に関する詳細な記述については、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそ

れ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第3号に該当）、公表しない。

会長 何か質問あるか。なければ、(4)その他について事務局から説明願う。

事務局 今回の審議会について御意見等あれば7月15日まで受け付ける。資料に添付した質問用紙で学務課まで御提出願う。

また、次回の審議会の日程について8月24日又は翌週の31日を候補日に検討している。御都合をお伺いしたい。

委員 8月31日午後の要望が最多

事務局 次回の審議会を8月31日午後の開催予定で準備をさせていただく。都合がつかなくなった場合は御連絡願う。

会長 本日頂いた意見を参考に、次回の審議会の方針を検討していく。以上で審議は終了となるので、議事を事務局に戻す。

6 閉会（事務局）